

町田市議会 議長
吉田 つとむ 様

2017年2月20日

審査請求人

住所 町田市小川町下町2-15-42-303

氏名 小林 美知

連絡先 042-747-3004

審査請求書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

町田市政を考える会・草の根が、2016年11月30日付けで行った『平成24年度（2012年度）町田市議会政務活動費収支報告書の情報公開請求に対して、町田市議会議長が、2016年12月9日付、16町市議第499号の2で審査請求人に対して行った『公文書部分公開決定』処分。

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2016年12月9日

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、公開しない部分の一部を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

公文書部分公開決定処分の際に付された文書中の公開しない部分の項目は、「(1)から(10)の項目あり、その中の、(7)議員のクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号」とある。

公文書の一部を公開しない理由については、

「町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当し、(7)については、議員の



個人生活に関する情報であり、公開することにより、特定個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。」と説明されている。

しかし、本人確認を必要としない会員カードと、本人確認を必要とする銀行のカードや電子マネーカードは全く別ものである。特定個人のプライバシーを侵害するか、否かの点で、一括りにするのは間違っている。すなわち、会員カードの番号を開示することで、「特定個人のプライバシーの侵害の恐れ」は、ない。したがって、公文書の部分公開決定は不当です。

4 処分庁の教示有無及びその内容

「この処分に不服審査請求の趣旨がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、町田市議会に対して審査請求をすることが出来ます」との教示があった。